1　農産物（製茶を含む）の輸出の際に求められる各種証明書

（品目ごとの詳細な検疫条件、記載以外の国・地域、郵便物・携帯品等に関しては植物防疫所①に問い合わせください。）

（注）下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和８年10月１日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 （詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください）	証明書発行機関 （近畿地域）	問合せ先
インド	**一部の品目は植物検疫証明書が必要**（精米、玄米、モモ、サクランボ、タマネギ等は消毒が必要。リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。製茶は植物検疫証明書が必要。）	神戸植物防疫所	①
	NON-GM証明書（リンゴ、豆、チコリー、ササゲ、ナス、アマ、メロン、パイナップル、プラム、米、ベニバナ、カボチャ、サトウキビ、ピーマン、トマト、小麦） ※上記以外の食品についても、遺伝子組換え食品ではないことを証明する書類等の提出により、遺伝子組換え食品でないことが確認できた場合には、NON-GM証明書を発行。	近畿農政局	②
インドネシア	**植物検疫証明書**	神戸植物防疫所	①
	ロット毎の残留農薬等分析証明書（りんごを除く）	インドネシア当局により登録されている検査機関※1	③
シンガポール	**植物検疫証明書は不要。**	ー	①
タイ	**植物検疫証明書**（ウンシュウミカン等のかんきつ、日本ナシ、モモ、サクランボ、ブドウ、リンゴ、イチゴ、カキ、キウイフルーツ、ナス、メロン、スイカ、キュウリ、トマトは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
	青果物の食品衛生に関する証明書（選別・梱包施設の認定が必要。） （ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、県による認定証明書等※2、登録認定機関※3の証明、JFS-B規格適合証明書も可。）	近畿農政局 奈良県、和歌山県 登録認定機関 国際的な民間規格の認証機関	②
	GMP証明書（最終加工施設等の認定が必要。上記、青果物を除く） （ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証（各地方自治体の保健所等※4）、上記、青果物の食品衛生に関する証明書も可。）※5	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	②
韓国	**植物検疫証明書**（製茶は不要。）	神戸植物防疫所	①
	一部県は品目により輸入停止。 **放射性物質検査証明書**（宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県)）（全ての食品（輸入停止のもの及び水産物を除く））（平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明） **産地証明書**（上記、13都県以外）（全ての食品（輸入停止のもの及び水産物を除く））（平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明）	近畿農政局	②
中国	**植物検疫証明書**（日本ナシ、リンゴは中国政府の輸入許可証を取得する必要。精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
	輸入停止（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県（10都県）（新潟県は精米のみ輸出可（産地証明書が必要）） **放射性物質検査証明書及び産地証明書**（上記、10都県以外）（野菜及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品）（**事実上輸入停止**）※6	近畿農政局	②
フィリピン	**植物検疫証明書**（製茶は不要。精米、玄米、リンゴ、ナシはフィリピン政府の輸入許可証を取得する必要。イチゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
ベトナム	**植物検疫証明書**（リンゴ、日本ナシ、ウンシュウミカンは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
マレーシア	**一部の品目は植物検疫証明書が必要**（ウンシュウミカン、トウガラシ、ピーマン、精米、玄米はマレーシア政府の輸入許可証を取得する必要。）	神戸植物防疫所	①
台湾	**植物検疫証明書**（精米、製茶は不要。リンゴ、ナシ、モモ、スモモは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
香港	**植物検疫証明書は不要。**	ー	①
	輸入停止（福島県）（野菜、果物） **放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書**（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(4県)）（野菜、果物）	近畿農政局	②
マカオ	**植物検疫条件に関する情報がないことから、現地荷受人等の関係者を通じて植物検疫機関への確認が必要。**	神戸植物防疫所	①
	輸入停止（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県（10都県））（野菜・果実）※7 **放射性物質輸入規制に関する申告書**（上記、10都県以外の野菜・果実）	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所 ※8	②
ブルネイ	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①
スリランカ	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①
パキスタン	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①

EU	**植物検疫証明書**（精米、玄米、製茶は不要。ウンシュウミカン等のかんきつ、サクランボ、リンゴ、ナシ、トウガラシ、トマト、ピーマンは特別な検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
ノルウェー	**植物検疫証明書**	神戸植物防疫所	①
オーストラリア	**植物検疫証明書**（製茶は不要。カキ、キウイフルーツ、日本ナシ、ブドウ、リンゴ、イチゴ、メロン、玄米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
	食品安全管理証明書（豪州向けベリー類（いちごを含む）：生鮮、冷凍、または乾燥したすぐに食べられるベリー）	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	③
ニュージーランド	**植物検疫証明書**（精米、玄米、製茶は不要。ウンシュウミカン、リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
米国	**米国政府の輸入許可証**（キウイフルーツ、イチゴ、ミョウガ、タマネギ、ナガイモ、ワサビ） **一部の品目は米国政府の輸入許可証及び植物検疫証明書**（カキ、日本ナシ、ウンシュウミカン、リンゴ、メロンは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
ロシア	**植物検疫証明書**（製茶は不要。サクランボ、リンゴ、ナシ、モモ、トマトは特別な検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
	放射性物質検査証明書（放射性物質検査報告書）（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都（6都県））（食品（水産物を除く）（平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明）	近畿農政局	②
カナダ	**植物検疫証明書**（精米、玄米、製茶は不要。ナシ、リンゴは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
メキシコ	**植物検疫証明書**（製茶は不要。精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
ペルー	**植物検疫証明書**（製茶は不要。ナシは二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
チリ	**精米、製茶は不要。**	神戸植物防疫所	①
ブラジル	**植物検疫証明書**（製茶は不要。精米は二国間合意に基づく検疫条件を満たす必要。）	神戸植物防疫所	①
アラブ首長国連邦	**植物検疫証明書**	神戸植物防疫所	①
カタール	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①
クウェート	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①
サウジアラビア	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①
バーレーン	**植物検疫証明書及び輸出先国の輸入許可証**	神戸植物防疫所	①

※1：インドネシア検疫庁に登録されている日本国内の検査機関及び当該検査機関において検査可能な項目は以下のとおりです（長官令別添1参照）
インドネシア当局により登録されている検査機関（日本語版仮訳） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/id_lab-31.pdf

※2：近畿農政局管内のタイ向け輸出青果物の選別及び梱包施設に係る認定（タイ保健省告示第386号及び告示第420号）証明書の発行は、奈良県、和歌山県。
タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口一覧 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/Tai-58.pdf

※3：法に基づく登録認定機関（タイ向け輸出農産物の適合施設の認定等）は、株式会社シー・アイ・シー、SOMPOリスクマネジメント株式会社、
一般財団法人東京顕微鏡院、アース環境サービス株式会社。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/attach/pdf/tourokuninteikikan_ichiran-17.pdf

※4：各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※5：タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※6：野菜及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品は、輸出に必要な放射性物質検査の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止（該当品目は中国側のHSコードで示されています）。

※7：ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf

※8：輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。
マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県（大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山）、京都府（京都、綾部）、大阪府（大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東）、兵庫県（神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚）、奈良県（奈良、大和高田、生駒、橿原）、和歌山県（和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田）。
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

問合せ先一覧

① 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】 Tel: 078-331-2384
https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu

② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 Tel: 075-366-4053
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイ向け青果物の選別・梱包施設（食品衛生）に関する証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

③ 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html Tel: 03-6744-7185
【インドネシア向けロット毎の残留農薬等検査】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html
【オーストラリア向け食品安全管理証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/australia_berry.html